

富士市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族は、十分な支援を受けられず社会で孤立してしまうなど、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

この条例は、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、犯罪被害者等を支えることを目的として制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行うものをいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

【解説】

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為をいいます。
- 「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰法令に触れる行為ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた本人及びその家族又は遺族をいいます。「家族」の範囲については、六親等内の血族、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、三親等内の姻族とします。「犯罪等による被害」については、基本的には警察署長に被害届を提出しているなど犯罪等の被害に遭ったことが客観的に確認できるものに限りませんが、被害届を出すことができない場合が多い性犯罪については、支援の観点から、被害届の提出がなくても支援の対象とします。
- (3) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいいます。
- (4) 市民等 前項に規定された市民のほか市内に居住する者、市内で勤務する者や市内の学校に通っている者、及び市内にある会社や学校などの事業者をいいます。
- (5) 関係機関等 犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある機関、すなわち国、県、警察、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体、民間の支援団体及び医療機関などをいいます。
- (6) 二次的被害 犯罪等により直接的に受けた後に受ける被害で、周囲の人々のうわさ若しくは中傷による精神的な被害や、報道機関の報道により受ける経済的な損失、心身の不調など間接的に生じる被害をいいます。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、二次的被害の有無等、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

【解説】

1 憲法に規定されている個人の尊厳は、犯罪被害者等についても当然尊重されるものであり、その尊厳にふさわしい処遇や、保障されるべき権利利益の保護を図ることとしています。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、それぞれの犯罪被害者等の被害の状況及び原因、二次的被害の有無等、犯罪被害者等が置かれている日常生活への影響その他の事情に応じて、適切な支援が途切れることなく行われることを明らかにしたものです。

3 支援の過程において、二次的被害や再被害が生じることのないよう十分配慮し、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行わなければならないことを明らかにしたものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

3 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するに当たっては、二次的被害及び再被害が生じることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の保護について十

分配慮しなければならない。

【解説】

犯罪被害者等基本法第5条では、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の要求に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ市の責務を規定したものです。

2 市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すことができるよう支援を行いますが、犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定されるため、第2条の第5号に定義された関係機関等と連携し支援を行うことを明らかにしたものです。

3 市は犯罪被害者等の支援を行うに当たり、その過程において犯罪被害者等のプライバシーや個人情報保護に努め、情報の漏えい等による二次的被害や再被害が発生しないよう十分注意しなければならないことを明らかにしたものです。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害の発生防止に十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第6条では、「国民の責務」として、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体を実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、第2条第4号に定義された市民等の責務を示したものです。

犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すことができるようになるには、地域の方々の温かい理解と支えが必要であり、犯罪被害者等がいわれのない二次的被害に遭わないよう、犯罪被害者等が置かれた苦境を市民が理解し、市及び関係機関等が行う支援に協力するものとします。

会社や学校など事業者も市民等として規定されているため、犯罪被害者等がその被害に関する捜査、裁判手続などに関わることができるよう職務内容や勤務体制などについて配慮するものとします。

(総合的支援窓口の設置)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置する。

【解説】

犯罪被害者等の総合的支援窓口は、条例を所管する市民部市民安全課が担当します。相談に当たっては、相談者のプライバシーに配慮し、相談者の負担とならないよう寄り添った対応を心掛けるとともに、関係部署と協力して支援を行います。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

市は、犯罪被害者等が抱えている様々な問題について、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報、経済的支援に関する情報、医療機関に関する情報、裁判手続等に関する情報などの中から、犯罪被害者等が必要とする情報等について提供・助言を行います。

また、市民以外の者が市内で犯罪等の被害に遭った場合、総合的支援窓口において可能な範囲で相談及び情報提供をしたうえで、その者の住民登録のある市区町村の犯罪被害者等支援担当部署、

若しくは総合的対応窓口につなぎ、途切れない支援を図るものとします。

(見舞金の支給)

第8条 市は、規則で定めるところにより、犯罪被害者等である市民に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

3 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給を受けた者であって第13条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市に返還しなければならない。

【解説】

1 犯罪被害者等への経済的支援としては、国の制度である犯罪被害者等給付金制度があります。この制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪等により、重傷病や障害が残った犯罪被害者又は不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

市としても犯罪被害者等である市民の心情や負担感を鑑み、見舞金を支給するものとします。見舞金の金額については、遺族見舞金 30万円、重傷病見舞金 10万円で、詳細については別途規則で定めることとします。

2 見舞金の支給については、所定の様式により犯罪被害者等から市長への申請及び決定を経て支給します。

3 見舞金の支給後、犯罪等の事実を偽るなど不正な手段により支給を受けた者や、第13条に規定された社会通念上適切でないと認められる者が支給を受けていたことが確認された場合は、その者は市に見舞金を返還しなければならないことを定めています。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

多くの犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な精神的、身体的、財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続きの対応などにより生活が一変し、育児や介護など、それまでできていたことが、できなくなる場合があります。

犯罪被害者等の支援に当たっては、置かれた実情を正確に把握した上で、市が行っている一時預かり事業（保育サービス）・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター・放課後児童クラブ）などによる支援を行うとともに、関係機関と連携・協力して継続的な支援につなげます。

（安全の確保）

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防ぎ、その後の安全を確保するため、関係機関等と連携しながら、一時保護や施設入所などの保護や、個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じます。

一時保護や施設への入所による保護とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」等における一時保護又は施設等への入所による保護をいいます。

（居住の安定）

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合における居住の安定を図るため、住居の提供が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪被害者等の中には、犯罪等の影響による住居の損傷、心理的な影響、再被害や二次被害等から従前の住居に居住することが困難となる場合があります。このような犯罪被害者等に対し、一時的な市営住宅への入居の配慮など居住の安定を図るための支援を行います。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支援する地域社会の重要性、二次的被害及び再被害の発生防止の重要性などについて、市民等が犯罪被害者等への理解を深めるとともに、犯罪被害者等に対する偏見を持つことのないように、様々な機会を利用して広報啓発活動を行います。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【解説】

犯罪被害者等が犯罪等を誘発するなど、犯罪被害者等にその責めに帰すべき重大な事由がある場合や、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合など、社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができることとします。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほか、施行に必要な事項は規則で別に定めることとしています。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。